

## 平成 25 年度福祉行政報告例の概況

	目 次	頁
報告の概要	.....	1
結果の概要		
1 身体障害者福祉関係	.....	2
2 知的障害者福祉関係	.....	2
3 障害者総合支援関係	.....	3
4 婦人保護関係	.....	3
5 老人福祉関係		
(1) 老人ホームの施設数・定員	.....	4
(2) 老人クラブ数・会員数	.....	4
6 民生委員関係		
(1) 民生委員数	.....	5
(2) 民生委員の活動状況	.....	5
7 社会福祉法人関係	.....	6
8 戦傷病者特別援護関係	.....	6
9 児童福祉関係		
(1) 児童相談所における相談の種類	.....	7
(2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数	.....	8
用語の定義	.....	9

平成 25 年度福祉行政報告例の概況は厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>)

# 報 告 の 概 要

## 1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とした。

## 2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とした。

## 3 報告の種類及び時期

月報(6表)及び年度報(48表)とした。

月 報 (国への提出期限：翌月末)

年度報 (国への提出期限：翌年度4月末、ただし、一部のものについては当該年度4月末・11月末)

## 4 報告事項

身体障害者福祉関係、障害者総合支援関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等支援給付金関係

## 5 報告の方法及び系統

都道府県、指定都市及び中核市は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省大臣官房統計情報部に提出する。



## 6 利用上の注意

### (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
減少数(率)の場合	△

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 掲載している平成22年度の数値の一部については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域が含まれていない。

詳細は、各頁の表又は図の脚注に記載している。

# 結 果 の 概 要

## 1 身体障害者福祉関係

平成 25 年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は 5,252,242 人で、前年度に比べ 20,672 人 (0.4%) 増加している (表1)。

表1 身体障害者手帳交付台帳登録数の年次推移

(単位：人) 各年度末現在

	平成21年度	22年度 <sup>1)</sup>	23年度	24年度	25年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総 数	5 107 947	5 109 282	5 206 780	5 231 570	5 252 242	20 672	0.4
18歳未満	108 146	107 296	107 936	107 021	106 461	△ 560	△ 0.5
18歳以上	4 999 801	5 001 986	5 098 844	5 124 549	5 145 781	21 232	0.4

注：1) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）及び仙台市を除いて集計した数値である。

## 2 知的障害者福祉関係

平成 25 年度末現在の療育手帳交付台帳登録数は 941,326 人で、前年度に比べ 32,338 人 (3.6%) 増加している (表2)。

表2 療育手帳交付台帳登録数の年次推移

(単位：人) 各年度末現在

	平成21年度	22年度 <sup>1)</sup>	23年度	24年度	25年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総 数	816 548	832 973	878 502	908 988	941 326	32 338	3.6
18歳未満	209 545	215 458	226 384	232 094	238 987	6 893	3.0
18歳以上	607 003	617 515	652 118	676 894	702 339	25 445	3.8

注：1) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

### 3 障害者総合支援関係

平成25年度中の身体障害者・児の補装具費の支給状況は、購入決定件数が162,462件で、修理決定件数が122,899件となっている。

それぞれの決定件数を補装具の種類別にみると、購入は「補聴器」が45,487件、修理は「車いす」が42,846件と最も多くなっている。(表3)

表3 身体障害者・児の補装具費の支給状況

補装具の種類		購入		修理	
		申請件数	決定件数	申請件数	決定件数
総	数	163 520	162 462	123 235	122 899
義	肢	6 798	6 752	8 163	8 137
装	具	44 896	44 558	17 708	17 650
座	位 保 持 装 置	9 478	9 385	8 157	8 140
盲	人 安 全 つ え	8 705	8 689	124	124
義	眼	1 263	1 263	28	28
眼	鏡	7 044	7 040	517	488
補	聴 器	45 737	45 487	29 265	29 180
車	い す	25 426	25 224	42 919	42 846
電	動 車 い す	3 240	3 199	14 770	14 735
座	位 保 持 い す	2 142	2 139	262	261
起	立 保 持 具	235	235	141	140
歩	行 器	2 736	2 705	516	513
頭	部 保 持 具	421	418	3	3
排	便 補 助 具	34	32	2	2
歩	行 補 助 つ え	4 762	4 744	187	184
重	度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置	603	592	473	468

### 4 婦人保護関係

平成25年度中の婦人相談員及び婦人相談所における相談件数は303,332件で、前年度に比べ1,135件(0.4%)増加している。

相談の経路別にみると、「本人自身」からの相談の受付件数は227,503件で、前年度に比べ1,263件(0.6%)減少している。(表4)

表4 婦人相談員及び婦人相談所における相談の経路別受付件数の年次推移

	平成21年度	22年度 <sup>2)</sup>	23年度	24年度	25年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総 数	270 136	273 208	288 313	302 197	303 332	1 135	0.4
本人自身	202 851	205 859	219 539	228 766	227 503	△ 1 263	△ 0.6
本人以外 <sup>1)</sup>	67 285	67 349	68 774	73 431	75 829	2 398	3.3

注：1) 「本人以外」とは、「福祉事務所」「縁故者・知人」「他の相談機関」等である。

2) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県の一部及び福島県を除いて集計した数値である。

## 5 老人福祉関係

### (1) 老人ホームの施設数・定員

平成25年度末現在の老人ホーム（有料老人ホームは除く。）の施設数は11,174施設で、前年度に比べ395施設（3.7%）増加し、定員は684,030人で前年度に比べ19,059人（2.9%）増加している。

施設の種類の別定員の増減をみると、「特別養護老人ホーム」が17,019人（3.4%）、「養護老人ホーム」が971人（1.5%）、「軽費老人ホーム」が954人（1.2%）増加している。（表5）

表5 老人ホームの施設数・定員の年次推移

	各年度末現在					対前年度	
	平成21年度	22年度 <sup>2)</sup>	23年度	24年度	25年度	増減数	増減率(%)
	施設総数(施設)	9,491	9,377	10,266	10,779	11,174	395
養護老人ホーム	959	922	980	961	980	19	2.0
特別養護老人ホーム	6,395	6,369	7,105	7,605	7,951	346	4.5
軽費老人ホーム	1,883	1,835	1,934	1,961	1,980	19	1.0
都市型軽費老人ホーム <sup>1)</sup>	-	-	4	16	31	15	93.8
軽費老人ホームA型	225	223	217	213	212	△1	△0.5
軽費老人ホームB型	29	28	26	23	20	△3	△13.0
定員総数(人)	594,782	589,449	639,638	664,971	684,030	19,059	2.9
養護老人ホーム	66,027	63,392	67,633	65,584	66,555	971	1.5
特別養護老人ホーム	439,087	437,906	480,786	507,091	524,110	17,019	3.4
軽費老人ホーム	75,118	73,791	77,253	78,389	79,343	954	1.2
都市型軽費老人ホーム <sup>1)</sup>	-	-	51	271	548	277	102.2
軽費老人ホームA型	13,185	13,075	12,745	12,566	12,526	△40	△0.3
軽費老人ホームB型	1,365	1,285	1,170	1,070	948	△122	△11.4

注：1)「都市型軽費老人ホーム」は、平成22年度から新規追加された。

2)平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県(盛岡市以外)、宮城県(仙台市以外)及び福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値である。

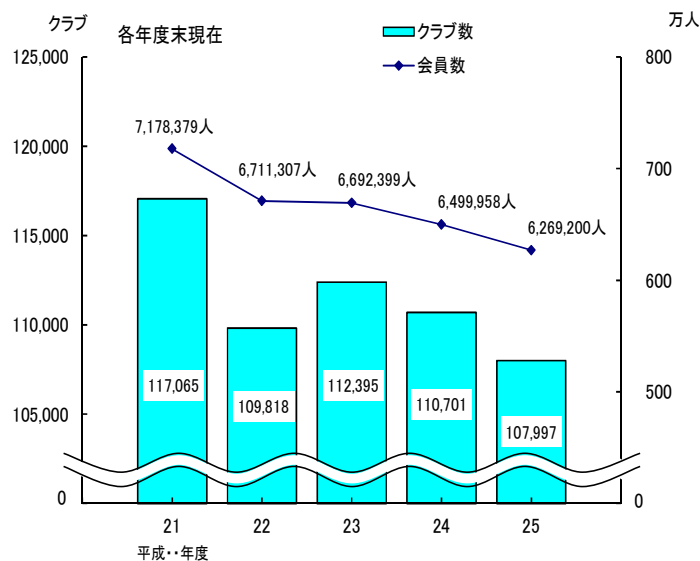
### (2) 老人クラブ数・会員数

平成25年度末現在の老人クラブ数は107,997クラブで、前年度に比べ2,704クラブ（2.4%）減少し、会員数は6,269,200人で、前年度に比べ230,758人（3.6%）減少している（図1、表6）。

表6 老人クラブ数・会員数

	各年度末現在			
	平成24年度	25年度	対前年度	
			増減数	増減率(%)
老人クラブ数(クラブ)	110,701	107,997	△2,704	△2.4
会員数(人)	6,499,958	6,269,200	△230,758	△3.6

図1 老人クラブ数・会員数の年次推移



注：平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県(盛岡市以外)、宮城県(仙台市以外)及び福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値である。

## 6 民生委員関係

### (1) 民生委員数

平成25年度末現在の民生委員（児童委員を兼ねる）の数は230,060人で、前年度に比べ139人(0.1%)減少している。

男女別にみると、男は91,507人で、前年度に比べ86人(0.1%)、女は138,553人で、前年度に比べ53人(0.0%)減少している。(表7)

表7 男女別民生委員数の年次推移

	(単位：人)						各年度末現在	
	平成21年度	22年度 <sup>1)</sup>	23年度	24年度	25年度	構成割合 (%)	対前年度	
							増減数	増減率(%)
総数	228 728	225 247	229 510	230 199	230 060	100.0	△ 139	△ 0.1
男	91 990	90 039	91 729	91 593	91 507	39.8	△ 86	△ 0.1
女	136 738	135 208	137 781	138 606	138 553	60.2	△ 53	△ 0.0

注：1)平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値である。

### (2) 民生委員の活動状況

平成25年度中に民生委員が処理した相談・支援件数は6,714,349件で、前年度に比べ457,908件(6.4%)減少し、その他の活動件数は26,198,777件で、前年度に比べ482,227件(1.8%)減少している。また、訪問回数は37,173,214回で、前年度に比べ880,190回(2.3%)減少している。(表8)

表8 民生委員の活動状況の年次推移

	平成21年度	22年度 <sup>3)</sup>	23年度	24年度	25年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
相談・支援件数(件)	7 547 924	7 136 055	7 108 207	7 172 257	6 714 349	△ 457 908	△ 6.4
その他の活動件数 <sup>1)</sup> (件)	25 132 062	24 518 355	26 545 304	26 681 004	26 198 777	△ 482 227	△ 1.8
訪問回数 <sup>2)</sup> (回)	33 464 909	34 010 385	37 029 706	38 053 404	37 173 214	△ 880 190	△ 2.3

注：1)「その他の活動件数」は、調査・実態把握、行事・事業・会議への参加協力、地域福祉活動・自主活動及び民児協運営・研修等の延件数である。

2)「訪問回数」は、見守り、声かけなどを目的として心身障害者・児、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者及び要保護児童等に対して訪問・連絡活動(電話によるものを含む。)を行った延回数である。

3)平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県(盛岡市以外)、宮城県の一部及び福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値である。

## 7 社会福祉法人関係

平成25年度末現在の社会福祉法人数は19,636法人で、前年度に比べ229法人(1.2%)増加している。

法人の種類別にみると「施設経営法人」が17,199法人で、前年度に比べ218法人(1.3%)増加している。(表9)

表9 社会福祉法人数の年次推移

(単位：法人) 各年度末現在

	平成21年度	22年度 <sup>1)</sup>	23年度	24年度	25年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	18,674	18,727	19,246	19,407	19,636	229	1.2
社会福祉協議会	1,923	1,848	1,901	1,901	1,901	0	0.0
共同募金会	47	46	47	47	47	0	0.0
社会福祉事業団	134	132	133	131	129	△ 2	△ 1.5
施設経営法人	16,299	16,408	16,842	16,981	17,199	218	1.3
その他	271	293	323	347	360	13	3.7

注：2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人(厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分)は含まれていない。

1)平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値である。

## 8 戦傷病者特別援護関係

平成25年度末現在の戦傷病者手帳交付台帳登録数は14,385人で、前年度に比べ3,266人(18.5%)減少している(表10)。

表10 戦傷病者手帳交付台帳登録数の年次推移

(単位：人) 各年度末現在

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	29,673	25,227	21,428	17,651	14,385	△ 3,266	△ 18.5

## 9 児童福祉関係

### (1) 児童相談所における相談の種類

平成 25 年度中に児童相談所が対応した相談件数は 391,997 件となっている。

相談の種類別にみると、「障害相談」が 172,945 件（構成割合 44.1%）と最も多く、次いで「養護相談」が 127,252 件（同 32.5%）、「育成相談」が 51,520 件（同 13.1%）となっている。

また、「養護相談」の構成割合は年々増加している。（図2、表11）

図2 児童相談所における相談の種類別対応件数

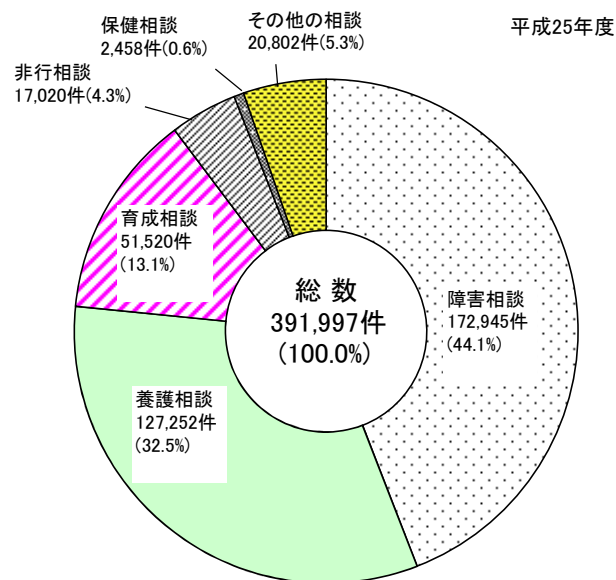


表 11 児童相談所における相談の種類別対応件数の年次推移

(単位：件)

	平成21年度		22年度 <sup>1)</sup>		23年度		24年度		25年度		対前年度	
	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)	増減数	増減率 (%)
総数	371,800	100.0	373,528	100.0	385,294	100.0	384,261	100.0	391,997	100.0	7,736	2.0
障害相談	192,082	51.7	181,108	48.5	185,853	48.2	175,285	45.6	172,945	44.1	△ 2,340	△ 1.3
養護相談	87,596	23.6	101,323	27.1	107,511	27.9	116,725	30.4	127,252	32.5	10,527	9.0
育成相談	51,794	13.9	50,993	13.7	51,751	13.4	52,182	13.6	51,520	13.1	△ 662	△ 1.3
非行相談	17,690	4.8	17,345	4.6	17,155	4.5	16,640	4.3	17,020	4.3	380	2.3
保健相談	2,835	0.8	2,608	0.7	2,639	0.7	2,538	0.7	2,458	0.6	△ 80	△ 3.2
その他の相談	19,803	5.3	20,151	5.4	20,385	5.3	20,891	5.4	20,802	5.3	△ 89	△ 0.4

注：1)平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。



## (2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

平成 25 年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数は 73,802 件で、前年度に比べ 7,101 件 (10.6%) 増加している。

被虐待者の年齢別にみると「小学生」が 26,049 件 (構成割合 35.3%) と最も多く、次いで「3歳～学齢前」が 17,476 件 (同 23.7%)、「0～3歳未満」が 13,917 件 (同 18.9%) となっている。(表 12)

相談の種類別にみると、「心理的虐待」が 28,348 件と最も多く、次いで「身体的虐待」が 24,245 件となっている (図 3)。

また、主な虐待者別に構成割合をみると「実母」が 54.3% と最も多く、次いで「実父」31.9% となっている (図 4)。

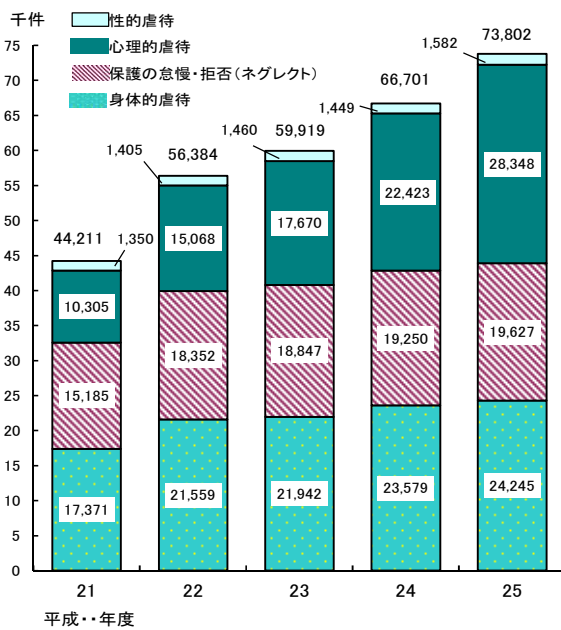
表 12 被虐待者の年齢別対応件数の年次推移

(単位：件)

	平成21年度		22年度 <sup>1)</sup>		23年度		24年度		25年度		対前年度	
	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	件数	構成割合(%)	増減数	増減率(%)
総数	44,211	100.0	56,384	100.0	59,919	100.0	66,701	100.0	73,802	100.0	7,101	10.6
0～3歳未満	8,078	18.3	11,033	19.6	11,523	19.2	12,503	18.7	13,917	18.9	1,414	11.3
3歳～学齢前	10,477	23.7	13,650	24.2	14,377	24.0	16,505	24.7	17,476	23.7	971	5.9
小学生	16,623	37.6	20,584	36.5	21,694	36.2	23,488	35.2	26,049	35.3	2,561	10.9
中学生	6,501	14.7	7,474	13.3	8,158	13.6	9,404	14.1	10,649	14.4	1,245	13.2
高校生・その他	2,532	5.7	3,643	6.5	4,167	7.0	4,801	7.2	5,711	7.7	910	19.0

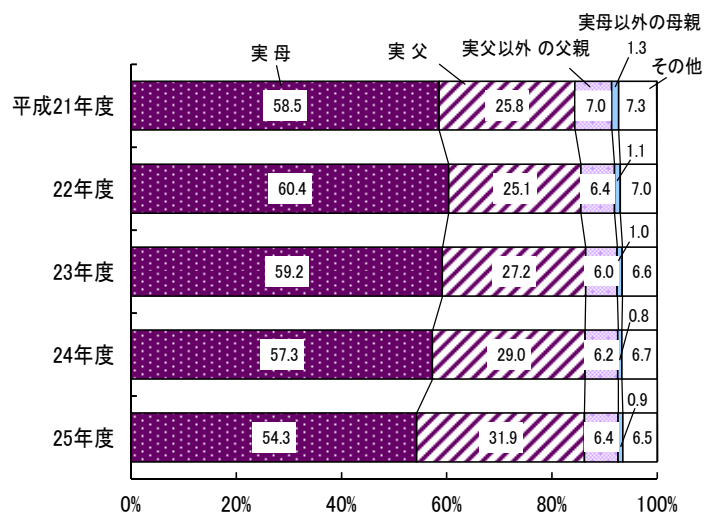
注：1) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

図3 児童虐待の相談種別対応件数の年次推移



注：平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

図4 児童虐待相談の主な虐待者別構成割合の年次推移



注：平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

## 用語の定義

### 1 身体障害者福祉関係

#### 身体障害者手帳交付台帳登録数

身体に障害のある者（児）の申請に基づき、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数

### 2 知的障害者福祉関係

#### 療育手帳交付台帳登録数

知的障害者（児）の申請に基づき、都道府県知事及び指定都市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数

### 3 障害者総合支援関係

#### 補装具

障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの

### 4 婦人保護関係

#### 婦人相談所・婦人相談員

要保護女子に関する各般の問題、家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談に応じ、必要な指導等を行うため、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、都道府県に設置される相談所及び都道府県知事又は市長が委嘱する相談員

### 5 老人福祉関係

#### (1) 養護老人ホーム

65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設

#### (2) 特別養護老人ホーム

65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する施設

(3) **軽費老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型**

無料又は低額な料金で食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設であり、このうち軽費老人ホームは、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を、都市型は、都市部を中心とした地域において自炊のできる程度の健康状態にある者を、A型は身寄りのない者、家族との同居が困難な者を、B型は自炊のできる程度の健康状態にある者を入所させる施設

(4) **老人クラブ**

老人福祉法及び「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成21年6月15日老発第0615001号老健局長通知）に基づき、老人の心身の健康の保持増進に資するための15事業を行う団体

## 6 民生委員関係

### 民生委員（児童委員）

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねる。

## 7 社会福祉法人関係

### (1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人

なお、福祉行政報告例では、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が所轄庁である法人についてのみ報告されるため、2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人（厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分）は含まれていない。

### (2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に基づき設立された団体であって、社会福祉法人として認可されているもの

### (3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立された社会福祉法人

### (4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号社会・児童家庭局長連名通知）に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体

(5) 施設経営法人

社会福祉法に規定する施設を経営する社会福祉法人

8 戦傷病者特別援護関係

戦傷病者手帳交付台帳登載数

旧軍人軍属等であった者で公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている数

9 児童福祉関係

(1) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道府県・指定都市に設置された相談所

(2) 児童相談所における相談の種類

ア 養護相談

父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談

イ 保健相談

未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息等を有する児童に関する相談

ウ 障害相談

肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談、盲、ろう等視聴覚障害児に関する相談、構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞、注意欠陥多動性障害等発達障害を有する児童等に関する相談、重症心身障害児（者）に関する相談、知的障害児に関する相談、自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する児童に関する相談

エ 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のごく犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、触法行為のあったとされる児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談

オ 育成相談

児童の人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する児童に関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある児童に関する相談、進学適性、職業適性、学業

不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談

カ その他の相談

上記アからオのいずれにも該当しない相談